

東京高等裁判所第5民事部

裁判長 永野 厚郎 殿

裁判官 中山 雅之 殿

裁判官 筈井 卓矢 殿

平成24年(ネ)第4631号 損害賠償請求控訴事件(神奈川建設アスベスト訴訟)

建設アスベスト被害の解決のため、企業責任を明らかにする 公正な判決を求める要請

建設アスベスト訴訟は、建設現場で大量に使用されたアスベスト含有建材の粉塵によって生命と健康を奪われた被害者が、国とアスベスト建材メーカーの法的責任を明らかにし、被害の完全な補償を求めて、全国6地裁に提起した訴訟です。

国と製造企業は数十年前からアスベストの危険性を認識しながら、警告や防護策を講じることなく、国の産業政策と企業利益を優先させ、建設労働者の命と健康を奪い続けてきました。

この間の建設アスベスト訴訟に対する各地裁判決では、国の責任を認める司法判断は定着し、企業責任についても賠償義務を認める画期的な判決が京都地裁で下されました。こうした司法の判断を受けて、アスベスト被害の救済を求める世論は、国会・地方議会・マスコミなどをはじめとして、大きな高まりを見せています。

建設アスベスト訴訟は、現在各高裁に6事件が係属する中、貴裁判所での判決が高裁段階での先行判決になるものと、注目を集めるところとなっています。ここでアスベスト建材メーカーの責任を断罪し、一人親方等を含めたすべての被害者を救済する明快な判断が下されることになれば、今後の各高裁・地裁の判断はもちろんのこと、「石綿被害者補償基金制度」創設による全面解決に大きく道を開く、歴史に残る判決になることは間違いありません。

貴裁判所が、今日までの到達点を踏まえるとともに、全ての原告らの権利救済を実現する、公正な判決を下されることを心より切望します。

2017年 月 日

団体名

㊞

代表者名

㊞

住所

とりまとめ先

神奈川県建設労働組合連合会 〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川 2-19-3 Tel:045-453-9701